

優先入園 手続きを希望される皆様へ（訂正版）

令和元年7月
認定こども園 薬師寺幼稚園

当学園では、子ども達の心身の健全な発達と成長を第一に考え、教育・保育に全力で取り組んでいます。私達の最も大きな願いは「将来、子ども達に幸せになってほしい」ということです。そのために必要な力を育てることが私達の役割です。子ども達が将来、人に愛され、他者を助け、社会に貢献できる立派な人格者となるように、1日1日の保育を大切にしています。当園へのご入園を是非、ご検討ください。

ご注意：2号認定入園を希望の方は市町役所にも入園申込書を提出頂く必要がありますが、入園児数把握のため園にもご提出をお願い致します。

1. 入園資格

◎当学園の教育方針に賛同し、認定こども園の教育活動にご理解とご協力を頂ける方。

園と家庭とが協力し合って教育・保育・子育てを行っていくことが、子ども達の成長には欠かせません。当園では、保護者の方と理解し合い、互いに支え合いながらよりよい教育・保育・子育て支援を行っていきたいと考えています。園と家庭との信頼関係は、非常に大切なものです。入園後、教育方針が合わず教育・保育に支障がある場合や、園の運営方針にご理解を頂けない場合、保護者の方の言動が原因で信頼関係を築けない場合には、退園して頂くことがあります。予めご了承ください。

2. 優先入園該当者

満3歳児 平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ

3歳児（年少） 平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ

4歳児（年中） 平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ

※3号認定の方は、行政の利用調整が入りますので優先入園の対象にはなりません。

3. 募集人員

満3歳児 1号認定 40名

3歳児（年少） 1号認定・2号認定 合計60名

4歳児（年中） 1号認定・2号認定 若干名

※ 3年保育の募集人数は、既に入園している満3歳児みかん組の在籍者数約30名、2歳児クラスも組15名を除いた数です。

4. 入園受付の優先について

当園では、入園受付に関して、優先枠を設けております。優先順位は以下の通りです。

1. 在園児の兄弟・姉妹
2. 未就園児教室「とまと組」在籍者
3. あおば保育園在籍者
4. 卒園児の兄弟・姉妹
5. 未就園児教室「チャイルド」在籍者

よりよい教育・保育を行うために、教育方針や教育内容、運営方針についてご理解頂いている方を優先して、入園受付を行っております。入園後に教育・保育について、「こんなはずではなかった」というのは保護者の方や子ども達にとって、非常に不幸なことです。そのため、在園児・卒園児で当園の教育・保育、運営方針をよくご存知の方、未就園児教室にご参加頂き当園の教育・保育および、運営方針についてご理解・ご賛同頂いている方を優先させて頂き、一般募集前に優先入園枠を確保しております。（優先受付を希望される方は、8月下旬までに幼稚園にご連絡をお願いし

ています。)一般募集人数は、優先受付の方を除いた募集人数となります。

5. 優先入園申し込み期間 および 優先入園手続きスケジュールについて

7月 8日(月) 10時00分より、優先受付をはじめます。

7月 8日(月)～7月11日(木)、

8月22日(木)～8月28日(水) 17時00分に優先受付を終了します。

※ 8月28日までに「令和2年度 認定こども園 薬師寺幼稚園 優先入園願書」をご提出ください。8月28日までに優先入園願書の提出がない場合は優先権が失われますので、ご注意ください。

6. 優先入園申し込み方法

同封の「令和二年度 認定こども園 薬師寺幼稚園 優先入園願書」をご記入の上、捺印してご提出ください。

期限は、令和元年8月28日(水) 17:00までとなります。

7. 令和2年度 1号認定・2号認定 納付金一覧(予定であり、変更になる可能性があります。)

	金額	納付時期	備考
施設維持費	53,000円	年少4月	入園時のみ 年少4月に銀行引き落とし
利用者負担額 (満3歳児～ 年長児)	1号認定・2号認定の保育料利用者負担 はありません。(満3歳児は誕生日翌月 から1号認定児となります)	—	—
教育充実費	5,500円(満3歳児～年長)	毎月	銀行引き落とし
バス費	3,000円	毎月	銀行引き落とし 通園バスを利用しない方 はかかりません。
給食費1	1号認定 6,000円 2号認定 7,500円	毎月	銀行引き落とし
給食費2	1食412円 (1号認定の土曜日と長期休業中)	利用した 次月	銀行引き落とし
延長保育料金	基本料200円+1時間100円 上限14,000円(1号) 上限5,000円(2号・標準時間) 上限6,000円(2号・短時間)	毎月	銀行引き落とし
父母の会費	1,600円	年1回	銀行引き落とし
卒園積立金	3,000円/月	年長 5月～2月	年長児のみ
行事費	実費(お泊まり保育等)	—	—
ICカード費	1,100円(1,000円+消費税)	入園した月	玄関ドアのカードキーです。 (保護者証を兼ねる。) 2枚目以降は660円です。 (600円+消費税)

令和2年度 延長保育料金

認定区分等	1号認定		2号認定		3号認定	
	年少～年長	満3歳児	年長～年少		0歳児～2歳児	
			標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
通常保育	7:00～8:30 (1) 14:30～20:00		18:00～20:00	7:00～8:00 16:00～20:00	18:00～20:00	7:00～8:00 16:00～20:00
長期休業中	7:00～20:00	7:00～20:00	18:00～20:00	7:00～8:00 16:00～20:00	18:00～20:00	7:00～8:00 16:00～20:00
1時間料金	基本料200円+1時間100円	1時間400円	基本料200円+1時間100円		1時間400円	1時間400円
月極料金	14,000円	28,000円(2)	5,000円	6,000円	8,000円	8,000円
		16,000円(3)				

(1) 1号認定の通常保育中における早期保育は、無料にて行っています。2号認定の短時間認定は、早期保育も有料です。

(2) 満3歳児クラスは(2)の延長保育料となります。

(3) 満3歳児クラスは、誕生日の次月に正式入園となります。正式入園をされている方で、「保育の必要性の認定」を市から受けた方は、(3)の延長保育料金が適用されます。

- ※ 薬師寺幼稚園は平成31年度4月より幼保連携型認定こども園に移行しました。
- ※ 上記の保育料の表は、令和元年度10月より保育料の無償化が行われることを前提に作成しております。無償化が行われない場合は、利用者負担額が0円ではなく「市の定める額」となります。
- ※ 満3歳児クラス「みかん組」は、満3歳の誕生日を迎えた次月からが正式入園となります。満3歳の誕生日を迎える月までは、施設型給付（市の補助金）の対象とならないため、保育料（保護者負担額）を階層区分に関わらず一律で22,000円とさせていただきます。
- ※ 満3歳児クラスの延長保育料金の上限は、28,000円となります。ただし、正式入園後、市に「保育の必要性の認定」の申請を行い、申請が認められた方に関しては、延長保育の月の上限を16,000円に軽減します。
- ※ 施設維持費は、認定区分に関わらず、年少の4月に銀行引き落としにて集金致します。認定こども園移行により、0歳～2歳で入園する園児もいますが、3号認定の利用者負担は1号・2号に比べて大きいため、施設維持費は年少に進級する際（年少4月）に集金します。なお、年少4月以降に入園した園児については、認定区分に関わらず入園した月に銀行引き落としにて集金とさせていただきます。
- ※ 食材の価格高騰が続いており、給食費の見直しが必要となった場合は、在園中に価格が変更となる可能性があります。予めご了承ください。
- ※ 1号認定の長期休業中の給食費は、通常の給食費（給食費1）とは別に、1食412円で食べた分だけ集金となります。2号認定の長期休業中の給食費は、給食費1に含まれるため、別途の集金はありません。
- ※ バス費は毎月3,000円を納付して頂きます。ただし、通園バスを利用しない方については、バス費の納付は必要ありません。
- ※ 教育充実費は、教育内容を充実させるための費用です。具体的には、行事等の費用、体操・鍵盤ハーモニカ等の教育活動に関する費用、教職員の研修、教職員確保、教職員の待遇改善、施設・設備の維持および充実のための費用に使用致します。
- ※ 教育充実費に関しては、在園期間中は基本的には変更を行いません。しかし、大きな物価の変動があった場合（原油価格の高騰、食料価格の上昇、電気料金の値上げ、消費税の引き上げ等）は、運営のためやむを得ず値上げとさせていただきます。また、認定こども園の公定価格の単価の見直し等があった場合（公定価格が引き下げられた場合）も、やむなく変更となる場合があります。予めご了承ください。
- ※ 1号認定の延長保育は、1日保育の場合は従来通り14:30～20:00です。慣らし保育中、夏期保育等の半日保育の場合は11:30～20:00となります。利用料の上限（月極料金）は14,000円です。
- ※ 2号認定・保育標準時間の延長保育は18:00～20:00となります。利用料の上限（月極料金）は5,000円です。
- ※ 2号認定・保育短時間の延長保育は16:00～20:00となります。利用料の上限（月

極料金)は6,000円です。

- ※ 当園では、園児の安全確保のため玄関ドア等をオートロックにしております。ドアを閉めると自動的に施錠され、解錠するためには保護者用のICカードが必要となります。保護者証も兼ねているため、各家庭に1枚ずつ購入して頂いております1枚目は1,100円です。(1,000円+税)。2枚目以降は、幼稚園が費用の一部を負担し、1枚660円(600円+税)となります。朝送ってくる方と、夕方お迎えにいらっしゃる方が異なる場合などは、必要枚数(人数分)を購入して頂いております。園児の安全確保のために必要なことです。予めご了承下さい。
- ※ 当園では、欠席・遅刻・早退の連絡、延長保育・学童保育・早朝保育・土曜保育の申込に、「アプト」というシステムを導入しています。携帯電話やパソコンから「アプト」のホームページにアクセスして欠席・遅刻・早退の登録や、延長保育等の申込を行って頂いています。以前は全ての連絡・申込をお電話でお受けしていましたが、「アプト」を導入することで利便性が高まりました。職員が園にいない夜間や早朝、休日でも連絡の登録・申込が可能であること、連絡ミスが起らないことが「アプト」のメリットです。「アプト」を使用するためには、インターネット機能のある携帯電話、インターネットが使用できるパソコンなどが必要となります。現在は、連絡・申込を全て「アプト」にてお受けしていますので、入園を希望される方はインターネット機能のある携帯電話、パソコン等をご用意ください。ご不明な点がございましたら、幼稚園までお気軽にお問い合わせください。
- ※ 当園には指定の教材があり、入園希望者には幼稚園指定の教材を購入して頂いております。クレヨン・絵の具など、全員同じ教材を持っている、という前提が崩れると保育上不都合が生じることがあります。そのため幼稚園指定の教材は、全員に購入して頂いております。予めご了承ください。(上の子のお下がりを使用して頂いて問題ありません。その場合は、教材申込を行う際に職員にお申し出ください。)入園時にかかる教材費は、満3歳児の場合で6,000円強、年少児～年長児が15,000円強となります。(年度によって多少、上下します。教材価格が変更になることがあるためです。)進級時には、新しいクラスの名札・色帽子・出席ノートなど、必要なものだけを購入して頂きます。なお、当園は教材費を月ごとに集めていないため、使用して使い切った教材の補充分を購入して頂いています。(のりを使い切ったら、のりの補充分を購入して頂く等)
- ※ 上記の表の納付金のほか、制服・体操着・通園鞆(園指定のもの、3歳以上)の費用がかかります。購入代金は購入枚数によって異なりますので、詳しくは幼稚園にお問い合わせください。
- ※ 優先入園の手続きを行って頂いた方の入園枠は、今回の優先入園願書で確保するように考慮致します。しかし、認定こども園であるため、正式な入園のためには市の入園申込書をご提出いただく必要があります。1号認定用は9月初旬、2号認定用は9月中旬～末頃にお配りすることになりますので、お手数をおかけしますが後ほど、ご記入の上でご提出ください。市から令和2年度の入園申込書が届きましたら、優先入園のお手続きを頂いた方に、すぐにご連絡致します。よろしくお願い致します。

9. その他

ご不明な点がございましたら、園までお気軽にご連絡ください。

認定こども園 薬師寺幼稚園 0285-48-0132

副園長 蓮見祥子

教務主任 野澤美季

入園担当 神永吏菜

島田真希

②副食費の免除対象者の考え方（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項第3号関係）

【基本的な考え方】

- ◆各施設は、運営に関する基準第13条第4項第3号に基づき、以下の場合を除き、認定保護者から受領することができる。
 - ・ 1号・2号認定子どもの徴収免除対象者（低所得世帯及び第3子以降）の副食費
 - ・ 3号認定子どもの給食費
- ◆ 1号・2号認定子どもの徴収免除対象者の副食費は、加算（10月から創設）により公費負担する（（4）を参照）。

【徴収免除対象者について】

- ◆ 10月以降の1号・2号認定子どもの徴収免除対象者は、次のとおりである。
 - ・ 年収360万円未満相当世帯の子ども
 - ・ 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

・ 1号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収270万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収680万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収680万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

 これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲
 これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲
 今回、新たに副食費を免除する範囲

・ 2号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収330万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収470万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

 これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲
 今回、新たに副食費を免除する範囲

(3) 第3子以降の子どもの算定基準

多子の算定基準については、基本的にこれまでの保育料の多子減免と同じ取扱いとする。

	第1号認定子ども	第2号・第3号認定子ども
年収360万円未満相当	年齢にかかわらず被監護者の数（別居・別生計含む）	
年収360万円相当以上	小学校第3学年修了前（同一世帯内のみ）	小学校就学前（同一世帯内のみ）

※3号認定子どもの保育料の減免対象者は子ども・子育て支援法施行令第13条第1項及び第14条、1・2号認定子どもの副食費の徴収免除対象者は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項に定める予定。なお、次に該当する場合は、認定区分ではなく利用施設に準拠する取扱いに改める。

- ◆ 保育所で特別利用保育を受ける第1号認定子ども……小学校就学前が算定基準
- ◆ 幼稚園で特別利用教育を受ける第2号認定子ども……小学校第3学年修了前が算定基準

なお、新制度未移行の幼稚園における副食費に係る補足給付事業の算定基準は、小学校第3学年修了前とする（後記2. 参照）。

(4) 副食費の徴収免除に関する情報の通知及び公定価格における副食費の加算

【基本的な考え方】

- ◆ 10月から、徴収免除対象者に係る副食費については、加算により公費負担する（告示及び通知を改正予定）。それ以外については、各施設が保護者から直接徴収する。
- ◆ 居住地市町村は、各施設及び認定保護者に対し、副食費の徴収免除に関する事項（運営基準第13条第4項第3号イ又はロ）を通知する（施行規則第7条を改正予定。同条が行政機関個人情報保護法の特別規定の位置付けとなる。）。

【新たな公定価格上の副食費の加算の運用】

- ◆ 新たな加算は、各施設における設定金額にかかわらず、次の単価について、居住地市町村が各施設に通知した免除対象者の数に応じて計算し、請求・支給することを基本とする（告示及び通知を改正予定）。

- ① 第1号認定子ども…月額4,500円×（当該月における給食実施日数÷基準日数）
 ※給食実施日数は、子ども全員におかずを提供できる体制をとっている日に限る。
 ※基準日数を何日にするかは検討中
- ② 第2号認定子ども…月額4,500円

施設等利用給付事務の実務フロー（第8版）より抜粋

